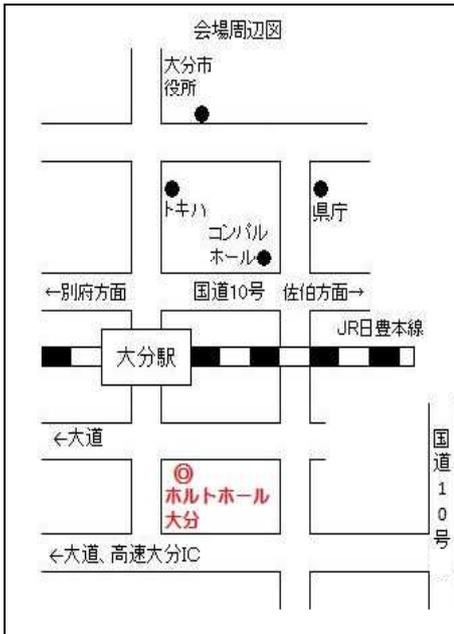


出張労働相談

- ・弁護士、労働基準監督官が対応
- ・秘密厳守・相談無料・予約不要※



令和6年4月18日(木)

受付: 13時00分～16時00分
(相談は16時30分まで)

J:COMホルトホール大分
405会議室(大分市金池南)

※弁護士への相談は予約が必要です※

携帯・スマホ: 097-532-3040

フリーダイヤル: 0120-601-540



【相談事例】

- ・賃金、残業代の未払
- ・長時間労働
- ・パワハラ、セクハラ
- ・年休の5日取得義務化
- ・不当解雇
- ・退職引き留め

※使用者・労働者・フリーランスの方々の相談をお受けしています。

(お問い合わせ先)

大分県労政・相談情報センター (雇用労働室 労働相談・啓発班)

携帯・スマホからは ☎097-532-3040

フリーダイヤル ☎0120-601-540

大分市商工労政課 ☎097-537-5964

※ 上記相談日以外も、大分県労政・相談情報センターの相談員が電話・来所相談をお受けしております。

働くこと、職場での悩み事は、 労政・相談情報センターへ

労働相談専用ダイヤル「労働110番」

☎0120-601-540

(携帯・スマホからは ☎097-532-3040)

相談時間 8:30～17:15

※土日、祝日を除く

大分県雇用労働室(県庁舎本館7F 大分市大手町3-1-1)



【最近の相談事例から】

Q. 県外にいる友人の結婚式に行くため、シフト表作成前に3日間の年次有給休暇の取得を申し出ましたが、「この忙しい時期に3日も休めるわけじゃない!」と言われ認めてくれません。3日間の連続休暇は取得できないのでしょうか。

A. 事業主は年次有給休暇の取得を拒むことはできません。ただし、このことにより事業の正常な運営を妨げることになる場合は、別の日に取得するように求めることができます。(時季変更権)しかし、時季変更権を行使するための条件は極めて限定的で、単に「多忙だから」「代替りの従業員がいないから」という理由だけでは認められません。

大分県労働委員会が一緒に対応します！

大分県労働委員会は労使紛争を解決するための県の行政機関です。専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行うことができます。

大分県労働委員会の「あっせん」とは…

- ① あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。

大分県労働委員会事務局(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

☎097-536-3650 (相談ダイヤル)

相談時間 9:00～17:00 ※土日、祝日を除く

大分県